

議案第 21 号

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について
天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を次のように改正
しようとする。

平成31年 3 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正す
る条例

天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年 3 月天理市条
例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第59条第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学
の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大学
の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。